

改正 平成19年12月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市公共下水道認可区域外から公共下水道に汚水を排除すること(以下「区域外流入」という。)により公共下水道を利用する場合の許可基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 市長は、次の各号に該当する場合は、区域外流入の許可をすることができる。

- (1) 既存の家屋(改築・新築を含む。)で、その土地が公共下水道埋設道路に隣接していること。
- (2) 計画汚水量が公共下水道の施設能力に支障を及ぼさないこと。
- (3) 排水施設の設置及び構造の技術上の基準が下水道法(昭和33年法律第79号以下「法」という。)、八王子市下水道条例(昭和41年八王子市条例第79号、以下「条例」という。)、及び関係法令等(以下「法令等」という。)に適合しているものであること。
- (4) 汚水の水質が法令等の基準に適合しているものであること。

(許可申請)

第3条 区域外流入の許可を受けようとする者は、道路内排水施設について法第24条及び条例第23条により物件設置の申請書を提出しなければならない。

(許可書の交付)

第4条 市長は第2条の規定による区域外流入を相当と認め物件設置の許可をした場合においては、当該許可を受けた者(以下「利用者」という。)に八王子市下水道条例施行規則(昭和41年八王子市規則第33号)第21条に基づく物件設置許可書を交付する。

(工事の実施等)

第5条 利用者は、公共下水道に接続するため、道路内排水施設及び宅地内排水施設の工事を実施するに当たっては、法令等の規定を遵守し市長の指示に従うものとし、宅地内排水施設においては、条例第8条に基づきその計画を市長に届け出なければならない。

- 2 利用者は、前項の工事に要する費用を全て負担する。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(報告及び検査)

第6条 利用者は、道路内排水施設工事の埋め戻し前に検査を受け、工事完了後直ちに工事完了報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 利用者は、宅地内排水施設工事が完了後5日以内に、市長に届け出てその検査を受けなければならない。

(道路内排水施設の無償譲渡)

第7条 利用者は、工事完了報告後に道路内排水施設を八王子市へ無償譲渡するものとする。

(宅地内排水設備の維持管理)

第8条 宅地内排水設備の維持管理は利用者が行うものとする。

(協力金の納付)

第9条 利用者は、八王子都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和47年八王子市条例第38号。以下「負担金条例」という。)の受益者負担金に相当する額を下水道事業協力金(以下「協力金」という。)として、納付するものとする。

- 2 前項の規定により協力金を納付した対象の土地が負担金条例第8条による賦課対象区域となった場合は、当該土地の受益者負担金は、これを減免することができる。

(下水道使用料の納付)

第10条 利用者は、条例第16条により算定された額を、使用料として支払わなければならない。

(法令等の遵守)

第11条 利用者は、公共下水道に汚水を排除するに当たっては、法令等の規定を遵守すること。

(許可の取消)

第12条 市長は、利用者がこの要綱を遵守しないときは、区域外流入の許可を取り消すことができる。
この場合において、既納の協力金は返還しない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。